

酒田市下水道事業公正入札調査委員会事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、酒田市下水道事業公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）における事務取扱について、必要な事項を定める。

(酒田市談合情報対応マニュアルの準用)

第2条 委員会における談合情報対応については、酒田市談合情報対応マニュアルを準用する。

(酒田市談合疑義事実処理マニュアルの準用)

第3条 委員会における談合疑義事実処理については、酒田市談合疑義事実処理マニュアルを準用する。

(酒田市談合情報対応マニュアル・酒田市談合疑義事実処理マニュアルにかかる事務取扱の準用)

第4条 委員会における第2条の規定による対応及び前条の規定による処理については、酒田市談合情報対応マニュアル・酒田市談合疑義事実処理マニュアルにかかる事務取扱を準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。